

改正後

第二条 「略」

2 前項の表中第二号の規定にかかわらず、法第二百二十七条第一項の指定を受けた者が当該適正計量管理事業所において使用する自動はかりについて、法第七十二条第二項の規定により、検定証印の有効期間の満了の年月を表示する場合の様式は、次のとおりとする。



3 前二項の場合において、次の各号に掲げる検定を行った検定機関等に応じ、当該各号に掲げる様式により検定証印の下に検定を行った検定機関等の名称、略称又は記号を表示するものとする。

一・二 「略」

改正前

第二条 「略」

〔新設〕

2 前項の場合において、次の各号に掲げる検定を行った検定機関等に応じ、当該各号に掲げる様式により検定証印の下に検定を行った検定機関等の名称、略称又は記号を表示するものとする。

一・二 「略」

備考 表中の「」の記載は注記である。